

STOP! THE ハッ場ダムニュース

ー やんば ー



IN 埼玉

No.34 2012.3.8.

●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子●

ハッ場ダム建設再開は許さない!!

現地住民の真の生活再建支援法を望んでいます

これまで埼玉の会は、必要性の失われたハッ場ダム建設によって、美しい吾妻溪谷や、歴史がある川原湯温泉街をダム湖に沈めることに反対して、埼玉県知事等に対し、ハッ場ダム事業からの撤退を求める住民訴訟を進め、ハッ場ダム問題を広く訴える活動を展開してきました。

民主党による政権交代後はダム建設中止へと進んでいくことと期待し、水没予定地住民の真の生活再建を求め、政治家や政府に働きかけ、ロビー活動もしてきました。

ハッ場ダム建設の検証においては、パブリックコメントに意見を提出し、公聴会にも会員が勇気を持って意見を述べるなど力を尽しました。

昨年12月22日の長野原町での前田国交大臣の「ダム建設続行」発言と群馬県知事・長野原町長らによる万歳三唱をTV報道で見た時は、民主党政権の大臣にあるまじき姿かと目を疑い、怒りが込み上げました。民主党のマニフェストは何だったのか? 「コンクリートから人へ」という理念はどこに行ったのか? そういう怒りを持った人が多いのではないのでしょうか。

東日本大震災や福島原発事故の被害は甚大で、その復興は政府の最大課題であるにもかかわらず、ハッ場ダム建設再開、そして外環道やリニアモーターカーに代表されるムダな公共事業が続々と復活し、私たちは、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会など9団体と、すぐに緊急抗議集会の実行委員会を立ち上げました。

1月17日には日比谷公園から国交省・国会周辺での抗議行動と衆議院第1議員会館で抗議集会を開催しました。参加者は延べ450名にもなり、怒りを爆発させました。2月23日には「原発のストレステスト意見聴取会」の委員である井野博満東大名誉教授、長崎県石木ダム絶対反対同盟の岩下和雄さん、高速道路・諫早湾干拓問題に取り組む団体などの参加を得て、part IIの抗議集会を開催しました。原子カムラの実態とともに巨大公共事業推進のカラクリに焦点を当て、利権集団を肥やす予算のストップを訴えました。私たちの怒りは頂点に達しています。

今後、私たちは、ハッ場ダム本体工事予算執行の2条件、①利根川水系の河川整備計画の策定とその目標流量の検証②「ダム中止後の生活再建支援法」の今通常国会への提出を最大限活用して、ハッ場ダム建設の不当性を訴え、60年間翻弄させられている水没予定地住民の真の生活再建がなされるよう、力を合わせて頑張っていきたいと思います。(大高文子)

デタラメな検証は許さない！

・ハッ場ダム住民訴訟7周年集会



吉田久栄

今年の集会はハッ場ダム建設のゴーサインが出るかどうかという緊迫した状況で開催されました。住民訴訟から7年を経て、今年是有識者会議のデタラメな検証結果が出て以来、国交省のあからさまなハッ場建設のゴリ押しが加速した年でした。

しかし7年の間に治水、利水、安全性などに関する市民側の検証はことごとくハッ場ダムが必要ないということを証明してきました。危機感を持つ人たちが全水道会館の大会議室はいっぱいになりました。

◆松平晃さんの心に染みるトランペットのひととひとの絆にまつわる曲の数々で幕を開け

◆開会挨拶苗村洋子さん、議員挨拶大河原雅子さん。

◆今本博健京都大学名誉教授がダム政策について講演し、治水理念の転換の必要性を説き「いかなる洪水に対しても住民の命を財産を守る」ために『非定量治水』ということを教えてくださいました。

今本先生の言葉 「大きな歴史の流れに逆らって、まさにダム時代が終焉しようとするいま、なおダムを推進しようとする人たちがいる。自治体首長、安易に容認する学識経験者、それを主導する河川官僚。皆さん、恥ずかしくないですか。ダムが中止されるまで、私たちは決して批判を止めません」

◆嶋津暉之さんの「ハッ場ダム検証の虚構」では、事業継続の結論ありきの国交相関東地方整備局の検証報告について、利水、治水の虚構についてデータを駆使して解説し「できるだけダムにたよらない治水(利水)」への政策転換の挫折を批判しました。

◆梶原健嗣さんは「水増しされた治水便益」としてハッ場ダムの費用対効果の出し方のからくりを解説。

(あしたの会のサイトにデータがあります。「費用対効果 6.26 のからくりと解く」)

◆ハッ場ダム住民訴訟弁護団を率いる高橋利明弁護士の「日本学術会議のデタラメな『検証』を斬る」では、驚きの「洪水山に登る」という氾濫図なども紹介。

◆大川隆司弁護士の「東京都はハッ場ダムの代わりに神奈川県の水を購入せよ」というお話では、行政の過大な予測により安くて安全な地下水を使わず、契約している企業団入水という高い水を使わざるを得ないという川崎市の理不尽な実態を聞き、ダムを造れなどと言う場合ではないとつくづく思いました。

◆群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京の各都県の会からそれぞれ地元に着した活動の報告があり質疑の後、アピール文が採択されました。

◆閉会のあいさつでは今年から弁護団事務局長になった大木一俊弁護士が、万が一建設続行が決まっても裁判は継続することを力強く宣言しました。

ハッ場ダム住民訴訟提起7周年集会アピール



○私たちが1都5県で住民訴訟を提起してから既に7年が経過し、現在は第二審で審理中です。この間、原告団、弁護団はもとより、多くの市民、良心的な学者や専門家、報道関係者、中央及び自治体議員などのご努力により、本事業が治水・利水の面で有害無益であること、大規模な地滑り/岩盤崩落の危険性が大きいこと、地元住民の生活再建が急務であることなど、多くの問題点が浮き彫りにされました。私たちが作成した多くの資料や主張は、後世に「恥かしくない」珠玉のようなデータの集積です。

○平成21年9月には、ハッ場ダム事業中止をマニフェストに明記した民主党が国民の圧倒的な支持を得て政権の座につき、前原新国交大臣が「ハッ場ダム中止」と明言され、正しい政策が実現すると期待しました。しかし、＜政治主導＞理念が実務面での具体策を欠いたため、官僚のシナリオによる形式的な「検証」が進み、建設中止公約の行方は非常に厳しいと思われます。

○今年の重要な動きとして、官僚によるダム推進正当化のための形づくりが加速されました。即ち、

(1) 河野太郎自民党議員の質問がきっかけとなって、基本高水の前提に疑問が生じた結果、馬淵国交相が基本高水の検証を依頼した日本学術会議は、前提条件の厳密な検証を省略して、官僚が恣意的に作成した基本高水/目標水量を「妥当」と判断しました。

(2) ダム事業の検証を委託されたダム事業者（国交省関東地方整備局）は、治水・治水ともあり得ない代替案と比較してダムが優位と答申しました。

(3) 公聴会とパブリックコメントが国民の意見を「聞き置く」だけの儀式に終わった一方、埼玉県議によるパブコメのヤラセが明らかとなりました。

(4) 関係自治体は、その結論だけを鵜呑みにして早期建設を叫んでいます。

(5) 「できるだけダムに頼らない治水政策」を検証するとして官僚が選んだ「有識者会議」は、形式的な検討と意味のない比較を認め「事業継続」を答申する一方、「ダム検証の在り方を問う科学者の会」が呼び掛けた公開討論会への参加を拒否しました。

(6) 前田国交相はそれらの報告を是とし予算編成に間に合うよう年内に結論を出すと言いました。

(7) 一方、民主党前原政調会長やハッ場ダム分科会、国交省部門会議の議員の多くはダム事業中止を主張していますが、与党の方針としては未だ確立していません。

○私たちは、今こそ政治的な英断が不可欠だと考えます。国交大臣が、官僚の誘導で建設再開方針を出されても、＜コンクリートから人へ＞＜ハッ場ダム中止＞を公約の柱に掲げ、国民の圧倒的支持を受けて政権交代を実現した民主党政権の責任として、＜政治主導＞によって建設中止を決断すべきです。そして、その決断を実行するための具体策が不可欠です。一部の権力と利権が密室内で国民の血税を配分する仕組みを根本から変えないとこの国に明るい未来はありません。

以上

2011（平成23）年12月17日

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会/「ムダな」ダムをストップさせる栃木の会/ハッ場ダムをストップさせる群馬の会/ハッ場ダムをストップさせる茨城の会/ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会/ハッ場ダムをストップさせる千葉の会/ハッ場ダムをストップさせる東京の会

ハッ場ダム検証報告のパブコメへの組織的な意見提出が 公務員の仕事なのか?

埼玉の会事務局

埼玉から同一意見が 5739 人分

「事業継続が妥当」というハッ場ダム検証の素案に対し、大量の同一文面の推進意見（全体の 96%）が埼玉県住民から届けられたということが、関東地方整備局のホームページに掲載され、このことが東京新聞等の各社や NHK テレビなどでも報道されました。埼玉県におけるやらせパブコメでは？と誰しも九州電力のやらせメールを思い出したことでしょう。

埼玉の会は、この意見書の提出先である埼玉県議会事務局に 12 月 8 日に出向き、経緯を問い合わせ抗議してきました。当日は議会開催日で 4 時間待たされ議会終了後、政策調査課の主幹が対応してくれました。

その経緯

県議会事務局が『ハッ場ダム建設事業の推進を求める埼玉県議会議員連盟』の会長である佐久間実県議の依頼を受け、応募用紙の作成と印刷をして、議連の封筒がなかった為、県議会事務局の封筒に入れ、それを議連が 10 月 24 日に開かれた『建設推進埼玉大会』において、来場者に 5 名分の署名が出来る応募用紙を配布し、それぞれ 100 名分の署名を集めるように依頼したそうです。

今回のこの行動は、議連の事務補助ということで、全く法的には問題ないと回答されました。

署名形式の応募用紙の集約先が「政策調査課」

この意見書の提出先は関東地方整備局ではなく、議会事務局政策調査課であって、その集約は議会事務局の議連担当が行い、パブコメの締切りに間に合うように関東地方整備局にゆうパックで送ったということです。

埼玉県議会事務局の政策調査課の中に議連担当というものがあり、議連の政治活動の事務補助を行う所であるとのことでした。議会事務局にこんな担当があることは知る県民は少ないことでしょう。

職員の政治的中立性と積極的な署名活動に当たる地方公務員法の 36 条を冒していないか抗議しましたが、「ハッ場ダム建設は、国、県の共同事業なので、埼玉県においても重要なことゆえ、議連の事務補助はしかるべき業務であり、賛成意見の集約作業も、全く問題ない」と言われました。

国交省関東地方整備局のハッ場ダム検証報告書（素案）へのパブリックコメントの集約作業が公務員の仕事（事務補助）とはおかしい話です。

多目的ダムって何だろう？

富永靖徳（朝霞市）



1月17日（火）の緊急抗議集会には300名を越す参加者があり、ハッ場ダムの関心がいかに高いかを改めて実感しました。昨年の12月には、「ダム検証のあり方を問う科学者の会」が、いわゆる「有識者会議」に対して「公開討論会」を呼びかけたのですが、有識者会議は、これを拒絶しました。国の大事な問題に対して、国民への説明責任をどう考えているのか、有識者会議の感覚を疑います。自分達は役所に任命されているのだから、役所に対して回答すればよく、下々の者に説明する必要はない、という意識だろうと思いますが、それは仲間内だけに通用する論理で、事実上の敵前逃亡だと思っています。「有識者」としては、なんとも情けない話です。2月23日（木）には緊急抗議集会PARTIIが開催され、約180名の参加者がありました。原発・ダム・道路・干拓における「ムラ（利権集団）」の癒着の構造が各方面から具体的に示されました。

水力発電無しの「多目的？ダム」がハッ場ダム

ところで、ハッ場ダムはご承知のように「多目的ダム」ということになっています。最初、ハッ場ダムが多目的ダムであると聞いたとき、どんな目的があるのだろうかと調べました。そうしたら、「治水」と「利水」の二つだけだと分かって、正直、「あれー」という違和感を感じました。50年以上も昔、私が小学生の頃、ダムの目的として教わったのは、水力発電と川の水量の調整でした。曰く、「大雨の時は水をせき止めて下流の洪水を防ぎ、干ばつの折りには貯めた水を放流して下流の水量を一定にし、しかも、この水で発電が出来る」という、いい事づくめでした。

いつの頃からか、電力供給を原発にシフトさせるために、新しく建設するダムでの水力発電をやめてしまいました。こうして残ったのが「利水」と「治水」です。このように、当初の＜発電＞と＜治水／利水＞の「多目的」からは全くの抜け殻になってしまった、＜利水／治水＞（要するに水量の調整でしかない）のダムでも、強引に「多目的」と言い張ることによって、格別の潤沢な予算を獲得してきたのが、これまでのダム建設の経緯だと理解しています。

ダムの利水と治水は相反する目的 ～水資源から水環境へ～

しかし、考えてみると、この利水と治水は根本的に相反する目的であることを認識する必要があります。利水というのは、水を「資源」とする考え方です。一方、治水というのは、水を「迷惑物（反資源）」とする考え方です。言葉の上では、この二つの相反する目的を調和させて運用するのがダムであるということになっています。もちろん、状況が安定

しているときには、つまり、ダムが必要でないときには、ダムによる「水量の調整」によって、なんとかバランスをとることが可能ではあります。しかし、ひとたびダムを必要とするような緊急事態には、早晚、ダムの調整能力は破綻します。干ばつになると放水量を減らし、洪水のときには放流するのが実体です。つまり、ほんとにダムが必要なときには、どちらも十分に機能しないのが実際のダムの現状であることは、いろいろなところで実証されてきました。

このような根源的なジレンマを打開する最良の理念は、ダム建設のおまじないである、「水資源」という考え方から、「水環境」という考え方に視点を変えることです。利水、治水を合わせて「水環境の整備と共有」という視点到たてば、おのずからダムというものの「まやかし」がはっきりと見えてきます。もともと「水」は石油や鉱物のような、いわゆる消費すればなくなる「資源」とは異なり、循環していることが大切なものなのです。この循環を円滑にするための「水環境」の整備という観点に立つと、山林の整備・保全、河川の整備・改修、遊水池の整備、水田の保全・整備、海岸の保全・整備、海の整備という、総合的な水環境の整備を順次行っていくのが必要不可欠ということが見えてきます。

そもそも、200年に一度あるかないかの災害を、ダムによってゼロにするという硬直的な考えが間違っています。災害が起こっても、できるだけ被害を軽減する方策、つまり水環境の整備を総合的に考えることの方が、格段に建設的です。ダムは、たとえ建設しても必ず寿命があります。50年、どんなに長く見積もっても100年は持たないのが常識になっています。これで200年に1度の災害に備えるというのは、どう考えても無駄であると言えません。お金と利権の世界は、普通に考える「常識」とは異質の世界になっているようです。

品木ダム頼みのハッ場ダム、中和が不可欠の大問題

もうひとつ大事な問題は、ハッ場ダムは吾妻川の中和事業と一体のものであることを再認識することです。中和事業はハッ場ダムがなくても続けられるものだから、ハッ場ダム建設とは別物という言い逃れができるのかもしれませんが、これは間違いです。もともと、この中和事業と品木ダム建設はハッ場ダムの建設を視野に入れて始められた経緯があります。中和事業と品木ダムなくしては、ハッ場ダムの計画は成り立たなかったはずですし、現在も成り立ちません。もし、中和事業に不測の事態が発生する、あるいは、品木ダムが満杯になって機能不全に陥った場合、ダムがなければ大きな被害にはなりません、ダムがあると「ダム崩壊」という甚大な災害になることは目に見えています。この中和事業についての十分な検証とコンセンサスは、ハッ場ダム建設に関する議論に是非とも必要と考えています。はっきり言って、中和しなければならぬような水を、ダムで溜めて飲用にするというのは、考えただけでもぞっとします。

＊蛇足：「実務」のない「理念」はただの絵空事で済みますが、「理念」のない「実務」には「実害」が発生します。

運動の現況と課題

所沢市 河登一郎



1. 現況：

昨年10月ごろまでの動きについて、特にダム建設を正当化するために国交省が策定した検証報告と、日本学術会議や有識者会議の＜結論が先にある＞検証に関しては、前号で詳しく報告しましたので、11月以降の動きに関して要約します。

- (1) 私たちは、12/17の訴訟7周年報告集会で、ダム検証の虚構に対して厳しく糾弾し、政府に対して「選挙公約に基づくダム中止の政治的決断」を求めました。
- (2) しかし、国交省は「検証は（手続上）適切」「関係知事は建設に賛同」などを理由に工事再開を前田国交相が決定し、24年度予算にダム本体工事予算を計上することになりました。
- (3) 一方、私たちや「ダム検証のあり方を問う科学者の会」の抗議及び民主党内部の反対に配慮した政府は、官房長官裁定2条件（注）をつけた上で工事再開を了承しました。

（注：①利根川水系河川整備計画の策定とその目標水量の検証、②「ダム中止後の生活再建支援法」の次期通常国会への提出）

- (4) 私たちは、「コンクリートから人へ」の選挙公約から、ダム・圏央道・リニアなど大型公共事業の復活で「人からコンクリートへ」への道を歩き始めた民主党政権に対する抗議集会を、全国の無駄な公共事業に反対している団体に呼び掛けるところ100を超える団体の賛同を得て、1/17に衆議院議員会館で開催し、300人を超

- (5) その他、国交省在職当時責任者として民主的な「淀川水系流域委員会」によるダムの検証を実行しその後退官された宮本氏を囲んでの集会や、「公共事業チェック議員の会」による国交省のヒヤリングにも参加、2/23には2回目の抗議集会を開催し、ハッ場ダムの他、原発、石木ダム、高速道路、諫早開門など壮大なムダに対して糾弾しました。この間、「1都5県会議員の会」の反対行動もあり、民主党内では一部議員の離党など目まぐるしい動きが連続しました。
- (6) 現在、国交省は裁定2条件のツメを急いでいます。
- ① 河川整備計画：今後20～30年にわたる河川の整備事業計画ですから通常は数年かかるのですが、工事再開を急ぐ国交省は短期間で形式を整える可能性があります。
 - ② ダム中止後の生活支援法：以前民主党内で準備した案をベースに国交省が修正して法案を準備中です。

2. 今後の課題：

現段階で本体工事を中止する手段は限られています。残された運動を強力に進めなければなりません。

- (1) 「裁定2条件」を、民主的な方法で科学的に実行させることです。即ち、
 - ① 新たに策定される河川整備計画と目標水量を、民主的なプロセスを通じて検証すること。その一環として、「有識者会議」委員として反対派の学者や専門家の参加、完全公開、対話形式、及び関係住民の意見反映など数項目を政府に要請しています。
 - ② 生活支援法案に関しては、公正な支援を急いで実行する必要があります。
 - (2) 上記に関して行われるパブコメや公聴会が実行される際に積極的に参加すること、
 - (3) 現在東京高裁で進行中の裁判を肅々と進めること、
 - (4) 完成が大幅に遅れ、工事費も更に増大するなど1都5県が参加した前提が大幅に改悪されることに対して1都5県知事に計画の見直しを要請すること、
 - (5) 前回のパブコメに際しての「ヤラセ」
に関して実態を分析の上公表すること
 - (6) その他可能な手段はすべて実行したいと考えています。
- 皆さまもぜひご協力下さい。

以上



2012年冬のハッ場ダム工事現場風景

ハッ場ダム建設再開を阻止するために

利根川水系河川整備計画の民主的な策定を！

嶋津暉之

1 ハッ場ダムの本体工事費執行の条件

(1) 官房長官の裁定と野田首相の言明

昨年12月23日にハッ場ダム本体工事費が平成24年度の政府予算案に計上されました。まことに残念ですが、これでハッ場ダムの反対運動が終わったわけではありません。

12月29日、野田佳彦首相は民主党の「税制調査会と社会保障と税の一体改革調査会」の合同総会で藤村修官房長官裁定の次の二条件がハッ場ダムの本体工事予算執行の条件であると言明しました。

① 利根川水系河川整備計画の策定とその目標流量の検証

② 「ダム中止後の生活再建支援法」の通常国会への提出

それを受けて、前田武志国土交通大臣は1月6日の記者会見で、次のように述べました。

「(問) その二項目が成立した段階で、予算を執行するということですか。」

(答) そういうことになります。そういう裁定が示されたわけですから。」(前田大臣会見要旨)

以上の経過のとおり、官房長官裁定の次の二条件がクリアされるまで本体工事の予算執行は凍結されることになりました。

(2) ダム中止後の生活再建支援法

「ダム中止後の生活再建支援法」については、国交省は2009年9月の政権交代後、法案作成を国交大臣から指示されたにもかかわらず、サボタージュを続けてきました。ダム事業の推進を企図する国交省にとって、ダム中止後の受け皿になる生活再建支援法は成立を望まない法律であったからです。それゆえ、今国会に提出される「ダム中止後の生活再建支援法案」がダム予定地住民の真の生活再建に資するものになるかどうか、大いに懸念されます。

2 利根川水系河川整備計画

(1) 利根川水系河川整備計画がハッ場ダムが治水面で必要な否かを定める

1997年に河川法が改正され、各水系ごとに河川整備の長期的な目標を定める河川整備基本方針と、今後20～30年間に実施する河川整備の事業内容を定める河川整備計画を策定することになりました。

河川整備計画は、洪水目標流量を設定して、それを達成するために必要な河川整備の内容を記載します。ダムが必要な場合はダム名を記載しますので、河川整備計画がダム計画の治

水上の上位計画になります。

したがって、今後の利根川水系河川整備計画の策定作業の過程で、ハッ場ダムが利根川の治水対策として必要か否かがあらためて問われることになります。このように官房長官裁定の条件はハッ場ダム事業の今後を決める上できわめて重要な意味を持っています。

(2) 利根川水系河川整備計画の経過

利根川水系については河川整備基本方針は2006年2月に策定されましたが、河川整備計画は河川法改正後14年以上も経過したにもかかわらず、いまだに策定されていません。2006年11月から利根川河川整備計画の策定作業が開始され、有識者会議も設置されましたが、理由不明のまま、2008年5月に中断されたままになっています。

当時は河川整備計画の原案もまだ提示されておらず、整備計画のメニュー（枠組み）のみが示され、それに対する意見募集、公聴会が行われました。

(3) 利根川水系河川整備計画の策定で関東地方整備局が約束したこと

第2回有識者会議で関東地方整備局は「河川整備計画の原案作成前の段階で公聴会とパブリックコメントを行い、そのあと、出された意見に基づいて整備計画原案を作成して、再度、関係住民等から意見を聴いて原案を修正し、その修正原案について、再度意見を聴き、そういったことを何回か実施して河川整備計画案を取りまとめる」と言明しました。この約束を履行させることが重要です。

3 関東地方整備局の思惑による利根川水系河川整備計画の枠組みの変更

(1) 河川整備計画の枠組みの大きな変更

ハッ場ダムの検証で前提とした利根川水系河川整備計画の枠組みは、2006年11月からの策定作業で示された河川整備計画のメニューと大きく変わっています。これはハッ場ダム事業を位置づけしやすくするために、関東地方整備局の思惑で変更したものです。

具体的には治水安全度を1/50洪水から1/70～1/80洪水に、目標流量（八斗島）を約15,000 m³/秒から17,000 m³/秒に、さらにダム等による洪水調節量を約2,000 m³/秒から3,000 m³/秒に引き上げました。このことによって、ハッ場ダムの治水面での必要度を高める枠組みがつけられました。

(2) ゼロからの河川整備計画の策定作業

2007年の公聴会やパブコメは当時の利根川河川整備計画のメニューに対して行われたものであって、ハッ場ダムの検証では整備計画の枠組みが関東地方整備局の思惑で大きく変わっているのですから、当時の公聴会、パブコメもやり直さなければなりません。すなわち、利根川水系河川整備計画の策定作業はゼロからスタートさせなければなりません。

4 利根川水系河川整備計画の策定に向けて

国交省はハッ場ダム本体工事予算を早く執行するため、形だけの手順を踏み、最短の期間で利根川水系河川整備計画を策定しようとするのが予想されます。しかし、整備計画への

住民意見の反映を求めた河川法改正の本旨および2006年11月からの策定作業の経過を踏まえば、形だけの手順で利根川河川整備計画を策定することは許されません。利根川は流域面積が日本最大の河川ですから、その河川整備計画の策定は本来必要な手順を踏めば、数年以上の年月を要するものです。

これからの利根川水系河川整備計画の策定に対し、民主的な策定をとことん求める中で、「ダムによらない治水・利水のあり方」を徹底的に追求していくことが必要です。利根川河川整備計画は治水面でのハッ場ダムの上位計画ですので、そのことによって、ハッ場ダムの是非があらためて問われることになります。

皆様も是非、利根川河川整備計画の民主的な策定を求める運動に加わってくださるよう、お願いします。

●インフォメーション

総会と講演のお知らせ

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

日時：2012年 3月17日（土） 13:30～16:30

場所：埼玉会館 5B会議室（JR浦和駅西口下車 徒歩6分）TEL 048-829-2477

内容・2011年活動報告と2012年活動計画

- ・裁判の報告（野本夏生弁護士）
- ・ビデオ上映「ハッ場 長すぎる翻弄 ふるさとは壊され続けて」
- ・講演「負の遺産・ハッ場ダム建設再開の流れを反転させるには」（嶋津暉之氏）
- ・運動の現状と課題（河登一郎氏）
- ・質疑応答・フリートーク

*ハッ場あしたの会主催「現地見学会」新緑のダム予定地



日時：5月13日（日）

JR川原湯温泉駅前

12時30分集合 午後4時半頃まで

マイクロバス利用（座席がいっぱいになり
次第締め切ります）

予約先：ハッ場あしたの会 群馬事務局

（渡辺）TEL 027-253-6706

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局；さいたま市浦和区北浦和 5-15-41-221 大高方 Tel&fax；048-831-4891

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp> ★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>